平成２７年（フ）第１８号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1227番地２　フレグランス花仙Ｂ棟101
債務者　邑田　華那
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１９号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎2091番地６　シャルム浜玉102号
債務者　福田　玲花
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１６９号
熊本市東区長嶺南４丁目４番21－102号コーポグリーン、前住所熊本県菊池郡大津町大字平川2226番地６
債務者　塚田　正春
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２号
熊本市中央区段山本町２番42号　境アパート202号
債務者　渡　　勇治
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
熊本市中央区渡鹿５丁目17番９号
債務者　岩城　　勉
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７８号
熊本市中央区新町４丁目４番14号　コーポラスＪＵＮ101号
債務者　尾方　宏士
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
奈良市三条本町１番93―611号
債務者　中尾　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１９号
神戸市長田区平和台町２丁目５番６号
債務者　久下　康芸
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６８号
神戸市垂水区青山台５丁目６番２―413号
債務者　中西　義広
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３号
奈良市東九条町1424番地　北和県住８―204号
債務者　西川カネ子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７号
広島県福山市神辺町字下御領664番地４
債務者　伊勢本朝登
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第４２号
広島県福山市引野町北１丁目10番８号　グループホームわが家、住民票上の住所広島県福山市東手城町１丁目13番14号
債務者　松永　　功
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５９号
松江市矢田町57番地２
債務者　加納希依子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０号
青森県むつ市山田町30番42号
債務者　田澤　　健
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
青森県弘前市大字富田町118番地　棟方アパートＡ号
債務者　三浦　有貴
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７０号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目82番地３シャトレ田仲503
債務者　泉川アキ子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７７号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目11番24号　メゾンプレパルク303
債務者　和田　敏継
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部